

「企業ワーケーション in うきは補助事業」に係る公募実施要領

1、目的

この要領は「企業ワーケーション in うきは補助事業」に係る事業者の選定にあたり、必要事項を定めるものである。

2、業務の概要

(1) 業務名

企業ワーケーション in うきは補助事業

(2) 業務の内容

うきは市内において、宿泊を伴う指定の日程で各業務を実施。終了後、成果実績報告書を提出のこと。(HP に掲載されることもあります)

(3) 履行期間

令和 6 年 7 月 1 日(月)～令和 7 年 2 月 28 日(金)の平日 1 泊 2 日

(4) 助成額…1グループ5名以上で上限 10 万円までの宿泊費補助

(ただし事業予算の範囲内)

3、事業者選定方法

公募による書類審査

※うきは市に関わる業務内容である場合、優先的に採択します。

4、全体スケジュール

応募表明(企画書提出)の期限…実施日より2ヶ月前まで ※期限は要相談

審査…企画書提出日より1週間以内に審査の上決定

決定通知…企画書提出日より1週間後

5、参加資格

本業務に参加を希望する者は、次に掲げる事項を全て満たす者であること。

ア 本市から指名停止措置等を受けていない者であること。

イ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。

オ 暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

6、応募申込みの手続き

(1) 提出書類

- ① 会社概要書
- ② 企画書(当日の簡単な行程表)

(2) 提出部数

各一部

(3) 提出期限

実施日より2ヶ月前

(4) 提出方法

郵送またはメールにて添付

(5) 提出先

うきは観光みらいづくり公社

担当: 倉掛 0943-77-5611 kura@ukihalove.jp

7、その他留意事項

(1)提出された書類は返却しません。

(2)書類提出後、都合により辞退することになった場合は、速やかに連絡すること。

(3)この要領に定めのない事項又は疑義が生じたときは、別途協議するものとします

【貸出可能な備品】

カメラ付き会議用大型モニター、プロジェクター、スクリーン、マイク等。

ご相談ください。